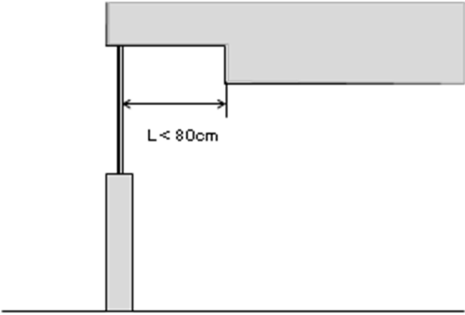
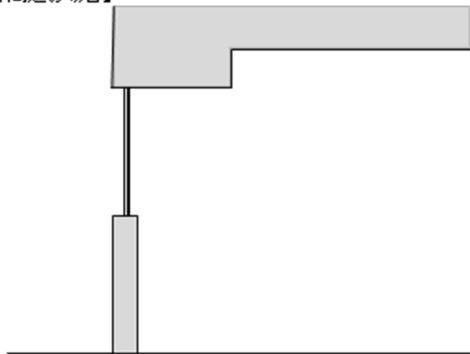


『近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・設備関係』
建築設備関係の質問と回答

平成28年10月17日

番号	質問	回答
【01】 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合の有効換気量		
1	有効換気量が $V=40KQ$ 以上の能力を有する排気ファンを設ける排気フードを計画する場合でも、火源等から排気フードの端までの距離(L)の制限を受けるのか。	令第20条の3第2項第1号イ(7)及び昭和45年建設省告示第1826号第3第4号イN(イ)(i)及び(ロ)(i)により、排気フードの高さは原則1m以下と定められています。なお、本項目では、排ガスの捕集についてこれと同等以上の効力を有するように設けられた排気フード等として、高さが1mを超える排気フードを計画する場合のNの数値に応じた排気フードの高さ(H)と距離(L)を取扱いとして定めています。
【02】 防煙壁の構造		
2	図-2の中空壁において②ボード等及び③間柱・胴縁等を不燃材料とした場合も、「不燃材料で造り又は覆われたもの」として、①仕上については不燃性能を問わないと考えてよいか。	本項目は、管内で「不燃材料で造り、又は覆われたもの」として取り扱う構造を例示するものです。ご質問のケースについては、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。
3	図-2の中空壁において①仕上のみを不燃材料とした場合も、「不燃材料で造り、又は覆われたもの」と考えてよいか。	大臣認定を受けた不燃材料は、その認定において定められた構造方法を満たす必要があります。通常、不燃材料として認定を受けた壁紙・塗料等の仕上材料は、単独では防火材料としての性能は発揮しえず、所定の基材との組み合わせにより認定されています。従って、本項目では仕上材料と基材の組み合わせにより不燃材料として大臣認定を受けた場合について、「不燃材料で覆われたもの」として取り扱うことを定めています。
【03】 複数の室の防煙区画		
4	避難経路となる廊下は一の防煙区画にまとめず別の防煙区画にすとなっているが、避難経路となる居室・室はどのようなになるのか。	避難経路となる居室・室については、具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。
5	一の防煙区画内で各室の天井高さが異なる場合、天井からの排煙上有効範囲は各室単位で設定してもよいか。	一の防煙区画内で各室の天井高さが異なる場合については、具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。

【04】 天井等の形態が一様でない場合の排煙上有効な範囲		
6	<p>下記のような$L < 80\text{cm}$の場合や逆のパターン（窓面の天井が下がっている場合）の排煙上有効な範囲は、どのように考えればよいか。</p> <p>【$L < 80\text{cm}$の場合】</p>  <p>【天井高逆の場合】</p> 	<p>図-1に示す天井形態以外のものは、その形態に応じて判断する必要があるため、具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。</p>
7	<p>令第126条の3の排煙設備が適用される建築物の部分と令第116条の2第1項第2号が適用される建築物の居室を同様に取り扱ってかまわないか。</p>	<p>内容欄の図に示す場合は、原則同じ取扱いとなります。なお、排煙設備に該当する場合には、内容欄のただし書にもご留意ください。</p>
8	<p>解説にある「130cm以内」の考え方の根拠は何に基づくのか。</p>	<p>令第21条の天井の高さ(210cm)から下方(80cm)までの範囲を排煙上有効とする取扱いになります。</p>
【05】 突き出し窓の有効開口面積の算定方法		
9	<p>天井面から下方80cmの位置が窓の途中にある場合においても本項目の算定式を用いても良いか。</p>	<p>本項目は、天井面から下方80cm以内に窓の全てが収まっている場合の取扱いです。ご質問のケースについては、具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。</p>
10	<p>突き出し窓の有効開口面積の算定式は、必ず、本取扱いの算定式を使用する必要があるのか。</p>	<p>本項目は、突き出し窓の有効開口面積を合理的に算定することを妨げるものではありません。</p>

【06】 平成12年建設省告示第1436号第1号、第2号及び第3号の同時適用		
1 1	告示の第1号、第2号又は第3号はそれぞれの条件に応じた別の排煙設備となるが、この取扱いにおいて、同一防煙区画内に複合的に同時適用可能と考えてよいか。	貴見のとおりです。
【07】 小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸		
1 2	小荷物専用昇降機には、一般的に昇降路の最上部に機械設置スペースがありますが、その部分に出入りするための点検口の戸も適用対象になりますか。	本項目は、小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸に限る取扱いであり、点検口の戸は対象外としています。 なお、当該昇降路の部分を令第112条の規定により区画する場合、点検口の戸については同条第14項に規定する構造とする必要がありますのでご注意ください。
1 3	本項目は、フロアタイプ又はテーブルタイプの小荷物専用昇降機の出し入れ口の戸のいずれにも適用できるのでしょうか。	フロアタイプ又はテーブルタイプのいずれにも適用可能としています。
1 4	すでに設置されている小荷物専用昇降機について、取扱い内容欄の(1)～(3)に関する適合性を判断する場合、適合しないようなものはありますか。	既設小荷物専用昇降機における(1)～(3)の適合性についての判断は、目視や動作による確認を行い、それでも不明な場合は、当該機種種の製造者等へご相談していただく方法もあります。
【08】 法第87条の2に基づく昇降機の確認申請		
1 5	法第6条第1項第4号の建築物の建築の計画に併せて昇降機を設ける場合や、建築物の増改築等の計画において令第137条の2の規定に基づき既存部分に設置されたエレベーター・エスカレーターの構造耐力についての改修を行う場合は、建築物の計画において確認を要すると考えてよいか。	法第87条の2は適用されないため、法第6条等の規定に基づき建築物の計画において確認が必要です。
1 6	改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」の要件を満たす場合、確認等（確認申請又は計画通知）は必要か。	工事を2回以上に分ける場合に、1つの工事とみなすか別の工事とするかについては、工事の内容・施工計画等により異なります。具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。
1 7	エスカレーターの既設のトラス等（トラス又ははり）の内部に新たにトラス等を組込みリニューアルする工法があるが、確認等（確認申請又は計画通知）は不要と考えてよいか。	既設のトラス等の内部に新たにトラス等を組込む場合であっても、確認等の要否は、既存のトラス等が構造上一体的に主要な支持部分となるか否かでの判断となります。

【09】 物流施設、倉庫等の荷捌き場等に荷役設備として設置する荷物専用リフター		
18	解説図において、荷物専用リフターの上部に屋根が架かっていない場合の取扱いはどのようなになるか。	一般的に建築物と一体となって、建築物の効用を全うするものが建築設備（昇降機）とされ、必ずしも建築物の内部にあることを要しないとされています。そのため、荷物専用リフターの上部に屋根架かっていなくても原則建築設備と扱いますが、本項目の取扱いの条件を満たすものであれば昇降機として取り扱いません。
19	本項目は、物流施設、倉庫以外で、例えば事務所の荷物搬入口に設置されるもので、荷役設備として設けられる荷物専用のリフターにも適用できるか。	本項目の解説欄に記載するように、設置場所や装置形態、その使用方法等で判断する必要があるため、具体の計画をお示しの上、申請予定の審査機関等へお問い合わせください。なお、いずれの建物用途であっても、本項目の取扱いの条件を満たさないもの（例えば人が乗り込むもの等）は昇降機として扱われることがあります。
【10】 建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の垂直搬送機		
20	フォークリフトに搭乗したまま運転者が無線リモコンで操作できる構造としてよいか。	無線等を利用して任意の場所で操作できる構造とする場合は、フォークリフト又は人が自動搬入出装置に接近したことを感知し、垂直搬送機の作動を停止させる安全センサーを設置するなどの対策を実施したものに限り認められます。